

## 12-13 世紀におけるポンテュー伯の文書と文書局 ―伯の統治に関して―

大浜聖香子

## はじめに

## 1. フランスの領邦研究と文書局研究

19 世紀から 20 世紀初頭の制度史、20 世紀の領邦内部の機能や各時期のコンテキストと結びつける視点を経て、20 世紀後期になると「発展史観」からの脱却により、王権や諸権力との共生関係や「諸侯国家」としての性格への関心が生じた。方法論の上でも、領邦を構成する諸権力の具体的な機能を検討するため、プロソポグラフィが流行した。近年著されたニウスのサン・ポール伯研究は、中規模伯領を研究対象として採り上げている。最終的に王権などに吸収されたことから積極的評価を与え難い存在であった中規模伯領を、諸権力の相互関係の展開の場として位置づけ直し、統治史と地域史的関心を結びつける試みである。

こうした領邦の統治組織研究の潮流において、君主の文書局は重要な検討対象である。文書に現れる書式や人名等の情報から、君主の宮廷の人的構成や、統治における文書行政の制度化が追跡可能である。例えば王文書や王文書局は、王権の制度史の一環として研究されてきた。ルマリニエやブルナゼルによる 12 世紀の王権研究は、文書の言及から、権力主体の周囲に形成される人間集団のあり方と、その時期的変遷を検証するモデルの代表である。

北フランスの君主の文書局研究は、未だごく少数に留まっているが、代表例としてはプルヴニエによるフランドル伯文書集の刊行がある。彼は 12 世紀末から 13 世紀の伯文書と文書局を、他のヨーロッパ諸国との関係から検討し、フランドル伯文書局の早熟性やイングランドの影響を明らかにした。また近年ニウスがサン・ポール伯文書集を編纂し、伯文書局のフランス王権からの影響を指摘している。

## 2. ポンテュー伯と伯文書集

本報告ではポンテュー Ponthieu 伯領を対象とする。ポンテュー伯領は、11 世紀初頭から 1279 年までピカルディ地域に存在した中規模領邦である。サン・ポール伯領に接し、同規模であるため、ピカルディ地域における比較の対象となり得る点、『ポンテュー伯文書集』が刊行され、まとまったかたちで研究が可能である点で適している。

ポンテュー伯は 11 世紀初頭、サン・リキエ修道院の守護職のユークという人物に始まる。12 世紀初頭、ノルマンディの有力家系ベレーム家が相続した後、12 世紀後期、ジャンとギョーム 2 世の時期には、伯の発給文書が飛躍的に増加し、領内の伯権を強化する動きが開始される。その後 1290 年の最後の相続人エレオノールの死により、ポンテュー伯領は最終的にイングランドに併合されるというように、ポンテュー伯は外部の状況に左右され展開した。

ブリュネル編纂の『ポンテュー伯文書集』には、1026 年から 1279 年の 479 通の伯文書が収められており、中世盛期の北フランスの一君主の文書集としては、他に類を見ないほど整備された文書集である。ブリュネルはポンテュー伯の文書局の存在を指摘しているが、文書局の実態や具体的活動については触れていない。

そこで本報告では伯文書集を用いて、文書発給における文書局の活動と、文書局作成文書の形式を検討し、文書局と伯の統治の展開を関連づけることを目指す。なお文書の大半が作成され文書局への言及が現れる、12 世紀後期から 13 世紀前期、ジャン Jean、ギョーム 2 世 Guillaume II、マリ Marie の 3 人の伯の在位期を対象とする。

## I. ポンテュー伯文書の概観：形式、内容、受益者

伯文書の形式ブリュネルの分類に準じて、伯文書の形式と時代毎の変化、文書の内容を概観すると、伯文書は大きく3種類に分類される。まずは法的効力の立証部分を持たない3人称形式の *notice* がある。この形式はジャンの時期にのみ僅かに存在し、1163年以降は現れない。続く一人称形式の *charte* は最も頻繁に用いられる形式であり、どの在位期においても発給文書の内7割以上を占めている。最後に、簡潔性が高く特定の宛先と挨拶の文句を備えた *lettre* が13世紀に増加する。また行政命令文書 *mandement* は全9通残存しており、その内8通は1230年以降に作成された。(図1参照)

伯文書の内容に関しては、まずはフランス王、フランドル伯、アミアン司教等の有力君主宛文書が挙げられる。文書の内容は、伯領の返還や領地の分割、売却、封建関係に関するものなど多様である。また慣習特許状、諸領主の寄進・贈与・売買などの確認文書、*vidimus* といった文書が発給されている。最も多く作成された文書は、伯による寄進・贈与文書である。伯は特定の親密な教会への寄進・贈与を恒常的に繰り返し、同時に新たな教会との関係の構築にも励んでいた。

## II. 文書局における文書作成：伯の文書行政

これらの伯文書がどのような形式で書かれているのかの検討に際して、まず文書局作成文書と受益者作成文書の選別を行う。同じ伯の下で発給された文書の冒頭定式を照合し、異なる受益者に宛てた文書同士に高い同一性が認められる場合、文書局作成文書と判断する。選別の結果3名の伯の文書328通の内、文書局作成は220通、受益者作成文書は77通という結果を得た。ジャンとギョーム2世の間に文書発給数が倍増している。そしてジャンの時期は受益者作成文書が多いのに対して、ギョーム2世の時期には文書局作成文書が多数を占めている。(図2参照)

次に、文書局における作成業務の定着過程や、伯の統治への関心の現れに着目しながら、各伯の時代の文書形式の特徴的な点を、文書を構成する部分毎に検討する。書記たちは、過去の文書の下書きや書記の記憶に蓄積された豊富な書式を思い出し、組み合わせ用いていた。これらの結果、視覚的に高い均質性を持つ文書が作成されたといえる。

ジャン在位期の伯文書局の特徴として、まず *invocation* の使用が挙げられる。8例の文書で2種類の *invocation* 書式が認められる。より古い書式はフランス王文書の書式と同一である。そのためこの書式からは、文書局が受益者作成文書を参考に、フランス王権の書式を模倣した可能性が指摘できる。

次に *preamble* に関しては、コミュニケーション文書において特定の書式が使用されていた。ポンテュー伯のコミュニケーション文書は、1184年にアブヴィルへの発給が初の事例である。その後1218年までの8通のコミュニケーション文書に、アブヴィルの文書を元にした書式が用いられている。このことから伯文書局が過去の事例を参照していたといえよう。

*corroboration* 部分では、1155年に初めて伯の印章が付された文書が現れる。ただし印章の告示と添付が一式となる習慣はまだ定着していない。興味深い点として、ジャンの時期の文書には、アミアン司教の印章が付加されている事例が存在する。これは伯文書に備わる法的効力が未熟であり、司教の印章の追加によって、文書の効力を補強する必要があったからだと考えられる。

ギョーム2世期における特徴は、まず *suscription* において、1203-4年を境に、ポンテュー伯を示す肩書き *comes Pontivi* に、*et Monsteroli* という単語が加わる点である。当時のモントルイユはフランス王領地であり、ポンテュー伯はこの地点における正当な権利を有していなかった。それ故伯

の称号へモントルイユを追加したことは、モントルイユへの伯の統治の意欲の表れと捉えることが可能である。更にこの肩書きは、フランス王や他の君主宛の文書では用いられていないことから、伯の有力者に対する配慮も窺える。

corroboration においては印章の告示が習慣化し、文書の約 8 割に現れる。1214 年には *presens scriptum sigilli mei munimime roboravi* という書式に定式化する。同様に 1216 年には *In cuius rei testimonium* という書式が登場し、表現が簡略化の傾向を示している。印章が恒久的効力を有するという理解が、ポンテュー伯の周囲においては、この時期に浸透したといえよう。

マリ期にはギョーム 2 世期に生じた現象が定着し、文書発給のルーティン化が進む状況が以下の点から窺える。発給文書全体の約 4 分の 1 が *lettre* 形式をとり、文書局発給文書に限定しても約 2 割強が *lettre* の形式である。そして *mandement* の使用が、この時期から本格的に開始される。

*exposé, dispositif* に関しては、内容が簡潔になる傾向にある。その顕著な例として 1239 年 10 月に、マリ時代の文書局発給文書の 3 割弱にあたる 23 通の文書が、ほぼ同一の簡潔な内容で同時に作成され、一度に各地へ発給された。

corroboration は約 9 割の文書で登場し、ギョーム 2 世の時期に現れた書式の定着が確認できる。*In cuius rei testimonium* 書式は、マリ時代には、半数以上の 51 例に用いられている。この書式は *lettre* 形式よりも *charte* 形式の文書で多く採用されている。このことから *charte* にも、*lettre* や *mandement* のように簡略性が求められるようになったと推測できる。*presentes litteras sigilli mei munimime roboravi* の書式も用いられており、印章の告示のうち、約半数が一定の書式に統一されている。

### III. ポンテュー伯文書局と文書局構成員

最後にこれまで検討してきた伯文書を製作した人間について検討する。伯文書局の開始時期については、まず 1129 年の文書の証人欄に、伯の聖職者の肩書きを持つ人物が登場し、続いて 1155 年に文書局による文書の確認を示す文書局書式の言及が初めて登場することから、12 世紀中期には伯文書局が活動していた可能性が存在する。

伯文書局の構成員に関しては、ジャンとギョーム 2 世文書の証人欄から、9 人の書記の名前が確認できる。彼らの肩書きは登場する文書によって異なり、その身分については、文書の証人欄からはほとんど情報を得ることはできないが、証人欄で *servientes mei* として列挙される場合があるため、伯の家政に関わる人間であったと推測される。また *decanus* の肩書きを持つ事例が存在することから、伯と関係ある教会の人間も関与したと考えられる。書記は伯文書を作成するだけではなく、伯の統治活動のあらゆる業務に携わる人間であった。また年平均の作成数が僅か 5 通であることから、書記たちが文書作成のみに専念していたわけではないと思われる。これらの書記たちによる文書局の活動を示す文書局書式は、1155 年から 1218 年の間に 45 通が残されている。ジャンからギョーム 2 世の時期にかけて、文書局書式は、受益者による模倣や、文書局作成文書と同時並行的に記されるようになり、文書局の作成責任者の確認が文書の効力を保証すると見なされるようになったと考えられる。

この文書局責任者として、ジャン、アンゲラン Enguerran、ジャン（一人目とは別人）という 3 人の人物が確認できる。彼ら 3 人のみが、カンケラリウス *cancellarius* の肩書きを伴って現れることから、伯の文書局では、カンケラリウスが文書発給責任者として見なされていた可能性がある。そしてカンケラリウスの登場回数 5 例のうち 4 例は 1205 年から 10 年に集中していることから、13 世紀初期に文書局の活動や人員の上下関係の整備が進んだと思われる。さらに 13 世紀になると、印章の付加や、それに関する書式の定着に伴って、印章を扱う専門的役職もまた登場した。1214 年の文書

では、*Johannes Salmustels* という人物が伯の印章管理職を世襲で務めている。

### おわりに

ポンテュー伯の文書局の開始時期は12世紀中期と推定される。これは、フランドル伯の1136年やサン・ポール伯の12世紀末と比較しても遅い方ではないだろう。また、12世紀末期から13世紀初期に文書局の機能を示す書式が登場する。文書局の構成員たちは、伯の家政出身者であると同時に伯の種々の実務や統治活動に携わっていた。これは伯の家政役人たちが、公の活動として現れるようになる状況を跡づけている。更にカンケラリウスの存在から、13世紀初期の文書局にはある程度の上下関係や制度化が進んでいたといえる。ただし、ポンテュー伯文書局においては、カンケラリウスの使用は積極的ではなく、更にカンケラリウスと同時に印章管理職が別に置かれていた。伯はこれらの役職や文書局の人員を自由に扱える、優位な立場にあったと考えられる。

この文書局構成員と統治役人の不可分性は、伯文書局作成文書の書式に、政治的要因が反映されている点にも現れている。伯文書作成において、*mandement* の使用や、*Commun*文書の積極的授与、伯の称号の変更などからは、ポンテュー伯の統治への意欲が垣間見られる。他方 *invocation* 書式の模倣や、肩書や *adresse* の配慮からは、伯のフランス王権からの影響や、王権への配慮といった、王権との関係も窺える。こうした伯の文書局によって作成された文書は、伯権の強化の過程と連動し、伯の統治の手段として機能し、統治制度の一翼を担ったのだった。

この事例を、より広い政治史的背景と関連させると、ジャンとギョーム2世の時代のポンテュー伯は、男子相続人が連続し安定した時期である反面、外部ではフランス王とフランドル伯の対立、フランス王とイングランドの対立、ブーヴィーヌの戦い等、上位権力が激しく争う時期であった。このような状況で、ポンテュー伯は外部権力の動向に配慮しつつ、伯権の強化と統治の進展を試みた。そのために、伯の統治に関与する役人が一丸となって統治を支える必要の下、文書作成業務と文書局の緩やかな整備化は進められたといえるだろう。

	合計	notice		charte		lettre		不明	
ジャン 1149-1192	64	4	6.3%	51	79.7%	4	6.3%	5	7.8%
ギョーム2世 1192-1221	151	0		120	79.5%	19	12.6%	12	7.9%
マリ 1221-1250	113	0		80	70.8%	28	24.8%	5	4.4%
	328	4	1.2%	251	76.5%	51	15.5%	22	6.7%

図1：伯文書の類型

	合計	文書局作成		受益者作成		不明	
ジャン 1149-1192	64	26	40.6%	34	53.1%	4	
ギョーム2世 1192-1221	151	104	68.9%	31	20.5%	16	10.6%
マリ 1221-1250	113	90	79.6%	12	10.6%	11	9.7%
合計	328	220	67.1%	77	23.5%	31	9.5%

図2：伯文書の作成ごとの分類

## 主要参考文献

### 史料

1. Brunel, C. F., *Recueil des actes des comtes de Pontieu (1026-1279)*, Paris, 1930.
2. Nieus, J.-F., *Les chartes des comtes de Saint-Pol (XIe-XIIIe siècles)*, Turnhout, 2008.

### 研究文献

3. Baldwin, J. W., *The Government of Philip Augustus*, California, 1986.
4. Barthélemy, D., *Les deux ages de la seigneurie banale : pouvoir et société dans la terre des sires de Coucy (milieu XIe-milieu XIIIe siècle)*, Paris, 1984.
5. Bautier, R.-H., “Recherches sur la chancellerie royale au temps de Philippe VI”, *Bibliothèque de l'école des chartes*, vol. 122, pp. 89-176, vol. 123, 1964, pp. 313-459.
6. Bournazel, E., *Le Gouvernement capétien au XIIe siècle : 1108-1180, structures sociales et mutations institutionnelles*, Paris, 1975.
7. Courtel, A.-L., “La chancellerie et les actes d'Eudes IV, duc de Bourgogne”, *Bibliothèque de l'école des chartes*, vol. 135, 1977, pp. 23-72.
8. De Belleval, R., *Les sceaux du Ponthieu*, Paris, 1984.
9. De Hemptinne, T., Prevenier, W., Vantermaesen, M., “La chancellerie des Comtes de Flandre (12e-14e siècle)”, *Landesherrliche Kanzleien im Spätmittelalter : Referate zum VI. Internationalen Kongreß für Diplomatie, München 1983*, München, 1984, pp. 433-454.
10. Dufour, J., “Peut-on parler d'une organisation de la chancellerie de Philippe Auguste ?”, *Archiv für Diplomatie*, t. 41, 1995, pp. 249-261.
11. Fianu, K. et Guth, D. J., éd., *Écrit et pouvoir dans les chancelleries médiévales : espace français, espace anglais : actes du colloque international de Montréal, 7-9 septembre 1995*, Louvain-la-Neuve, 1997.
12. Guyotjeannin, O., Pycle J. et Tock, B.-M., *Diplomatique médiévale*, Turnhout, (*L'Atelier du médiéviste* 2), 1993.
13. Haidacher, Ch. und Köfler, W., hg., *Die Diplomatie der Bischofsurkunde vor 1250 : Referate zum VIII. Internationalen Kongress für Diplomatie, Innsbruck, 27. September - 3. Oktober 1993*, Innsbruck, 1995.
14. Lemaignier, J.-F., *Le gouvernement royal aux premiers temps capétiens (987-1108)*, Paris, 1965.
15. Newman, W. M., *Les seigneurs de Nesle en Picardie (12e-13e siècle): leur chartes et leur histoire*, 2 vols., Paris, 1971.
16. Nieus, J.-F., “Le chartier des comtes de Saint-Pol au XIIIe siècle. Approche d'un fonds disparu”, *Histoire et archéologie du Pas-de-Calais*, t. 21, 2003, pp. 11-36.
17. Nieus, J.-F., *Un pouvoir comtal entre Flandre et France : Saint-Pol, 1000-1300*, Bruxelles, 2005.
18. Prevenier, W., “La Chancellerie des comtes de Flandre, dans le cadre européen, à la fin du XIIIe siècle”, *Bibliothèque de l'école des chartes*, vol. 125, 1967, pp. 34-93.
19. Rey-Courtel, A.-L., “La chancellerie et les actes d'Eudes IV duc de Bourgogne (1315-1349)”, *Bibliothèque de l'école des chartes*, vol. 135, 1977, pp. 23-71.
20. Silagi, G., hg., *Landesherrliche Kanzleien im Spätmittelalter : Referate zum VI. Internationalen Kongreß für Diplomatie, München 1983*, München, 1984.
21. Tessier, G., *Diplomatique royale française*, Paris, 1962.
22. Tock, B.-M., *Une chancellerie épiscopale au XIIe siècle : le cas d'Arras*, Louvain-La-Neuve, 1991.
23. 岡崎敦「パリ司教座教会の文書局(9-12世紀)」『史淵』第123号、1986年、39-76頁。

24. 岡崎敦「パリ司教座聖堂参事会の形成(9-12世紀)--司教・参事会文書の検討」『史淵』第122号、1985年、137-165頁。
25. 西村由美子「12世紀フランドルの政治的転換期 ―暗殺・復讐そして反乱へ―」『史学雑誌』第106編第1号、1997年、64-82頁。
26. 西村由美子「12世紀フランドル伯領の伯役人と都市」『比較都市史研究』第17巻第1号、1998年、15-27頁。
27. 『西欧中世比較史料論研究 平成18年度研究成果年次報告書』、2007年。